

Title	生物多様性条約における研究材料と研究成果の取り扱いに関する考察
Author(s)	榎原, 清史; 加藤, 浩
Citation	年次学術大会講演要旨集, 25: 896-899
Issue Date	2010-10-09
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/9434
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨



2 H O 1

生物多様性条約における研究材料と研究成果の取り扱いに関する考察

○樋原清史（日本大学大学院知的財産研究科）、加藤浩（同）

1 はじめに

生物多様性条約(Convention on Biological Diversity : CBD)には、遺伝資源の研究等から生ずる利益を遺伝資源の提供国に公正かつ平衡に配分することが規定されている。このような規定を遵守するためには、提供国と受入国との間で、事前に交渉を行い、さまざまな視点から契約などの実務を行うことが必要である。この内、遺伝資源に関するマテリアル・トランスファー契約 (MTA) は、利益配分を行う上で、必要不可欠な契約であり、近年、その具体的な契約内容について、関心が高まっている。

他方、大学等における研究成果物に関するマテリアル・トランスファー契約 (MTA) についても、近年、注目されている。研究成果物は、有体財産と無体財産の両方の側面を有しており、大学において、知的財産権に関する認識が高まる中、研究成果物に関する MTA の契約内容についても、関心が高まっている。

本稿では、遺伝資源に関する MTA と、研究成果物に関する MTA について、その意義と契約内容の特徴について論じた上で、両者を比較・検討し、二つの MTA の管理や実務に関する今後の方向性について考察する。

2 遺伝資源としての MTA

(1) 意義

生物多様性条約には、利益配分についての具体的な規定がなされていないことから、遺伝資源の原産国（主に途上国）は、現状では利益配分が進まないという認識の下、遺伝資源を用いた発明の特許出願において遺伝資源の原産国開示を義務づけることを主張している。遺伝資源の開示方法としては、特許出願に際して、明細書中への出所開示、原産地に関する国際証明書の添付、先住民による事前の同意（Prior Informed Consent : PIC）を示す書面の添付などの方法が考えられている（表1）。

これらに対して、当事者契約は、米国により主張されている対応策であり、現行制度の枠内で行うことが可能であり、契約内容について当事者間で柔軟に対処できるという点で有利である。遺伝資源に関する MTA は、このような当事者契約の一つであり、生物多様性条約を遵守するうえで、必要不可欠な契約であるといえる。

【参考】生物多様性条約・第1条（目的）

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分を実現することを目的とするものである。

	長所	短所
当事者契約	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度において対応可能(制度改正は不要) ・契約内容に関して当事者で柔軟に対応可能 	・企業の自発性に依存
明細書への出所開示義務	<ul style="list-style-type: none"> ・法律を根拠とした対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許制度の趣旨に適合しない ・利益配分の達成に効果があるのか不明
国際証明書の添付	<ul style="list-style-type: none"> ・国際証明書を根拠とした対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究意欲を阻害する可能性がある ・実施するためには制度改正が必要
事前の同意書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・同意書を根拠とした対応が可能 	(とくに、条約の場合には改正作業が困難)

表1：遺伝資源へのアクセスに必要な対応

(2) 具体的な内容

遺伝資源に関する MTA は、今まで、さまざまな契約内容によって実施されているが、典型的な事例に基づいて、その具体的な内容について検討する。

① 目的

前提条件として、事前の同意 (PIC) や相互の合意 (Mutually Agreed Terms :MAT) を行った上で、CBD の原則にのっとり、「利益の公正かつ衡平な配分」を担保することが、契約の目的であると考えられる。

② 主体

資源提供を円滑に進める主体については、関係国の政府、機関などが考えられる (CBD15 条などを参照)。

③ 客体

遺伝資源を現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材（遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材）として規定 (CBD2 条を参照) され、遺伝資源にかかる素材全般が客体に該当すると考えられる。

④ 契約条項

MTA の中で、具体的に何を契約条項として合意するかは当事者の自由であるが、ボンガイドラインに参考例が記載している。例として、移転させる遺伝素材の種類や量、移転時期、期間、利用目的、第三者への移転可否等が挙げられている。

⑤ 留意事項

MTA は事前契約の一種であり、相互に合意した条件により当事者間で自由に行える契約ではあるが、PIC や MAT と同様に、国によっては MTA の内容について法令、行政措置などにより具体的に定められている場合がある。その際には、当然、その国の規定に従う必要があるので提供国の各規定を把握しておく必要がある。

また、法令、行政措置などに拘らずに相手方が標準的な MTA を要求してくる場合も考えられるので、相手方を尊重しつつ、個別具体的に交渉を進めていく必要がある。

3 研究成果物としての MTA

(1) 意義

最近では、多くの大学において、研究成果物としてのマテリアルの取り扱いについて、学内規則（ポリシー）を策定して、明確な方針を示している。大学において知的財産権の機関帰属が広く行われるようになり、有体財産である研究成果物についても、同様に、権利の帰属を含めて、大学によって管理が行われるようになってきている。

研究成果物の帰属を明確化しておくことは、研究者にとって、業績評価として重要であり、さらに、発明へのインセンティブにもつながるものである。これらの点から、研究成果物に関する MTA は、インベントーシップの明確化という観点において、きわめて重要であると考えられる。

（2）具体的な内容

研究成果物に関する MTA は、今まで、さまざまな契約内容によって実施されているが、典型的な事例に基づいて、その具体的な内容について検討する。

① 目的

研究成果物の移転に伴い、研究成果物の特徴に留意しつつ、秘密保持や適正な使用、管理を注意喚起するために締結する。したがって、利益配分というよりは、むしろ、機関帰属等のインベントーシップを明確化することが主な目的となる。

② 主体

大学、公的機関や民間企業が主な主体であると考えられる。国対国というよりは、より当事者に近い主体が想定される。

③ 客体

主に、細胞株、菌、ウイルスなどの研究試料。

④ 契約条項

以下の日本大学の例にもあるように、使用目的や秘密保持、対価の有無、譲渡禁止などについて規定している。

⑤留意事項

研究マテリアルが共同研究の中で使用される場合には、その費用の取り扱いなど改めて共同研究契約書に規定する必要がある。

また、研究マテリアルに係る特許出願がなされ、後に特許が成立した場合には、実施許諾については、改めて特許実施許諾契約により交渉をしていくことが必要である。

4. 事例研究

日本大学産官学連携知財センター(NUBIC)も産官学連携ポリシーを定め「日本大学研究成果有体物（マテリアル）の取扱いに関する方針」を規定している。マテリアルの提供及び受領について、教職員等は、契約を締結し、マテリアルの提供及び受領に必要な業務は、当該マテリアルを作成、保管、管理している研究室及び当該部署が担当するとしている。

主な契約条項としては、マテリアルの使用目的、マテリアルの数量、マテリアルの第三者への流用禁止、マテリアルを使用した研究成果の取扱、有償か無償等を条文に記載することが要求され、必要があればマテリアルの安全性、取扱方法、容器、緊急時の対応策等を記載することを要望事項として挙げている。

留意事項として、秘密保持や成果の取扱について、不利益が発生しないか検討し、特に海外の機関から提供を受ける場合は慎重な対応をとることを要件に挙げている。

5. 考察

遺伝資源の MTA と研究成果物の MTA について、その意義と具体的な内容を比較すると、いくつかの共通点・相違点を見出すことができる。

共通点については、いずれの MTA も、研究開発に関連する有体物の移転において必要な契約であり、医薬分野の研究開発が前提になっている点を挙げることができる。そして、研究開発のグローバル化が推進される中、両者の MTA において、契約当事者が国境をまたがる関係にある場合が想定される点も共通点である。

相違点については、第一に、目的として、遺伝資源の MTA は、主に、「利益配分」にあるのに対して、研究成果物の MTA は「インベントリーシップの帰属」を重視している点を挙げることができる。

第二に、主体として、遺伝資源の MTA は、「国・組織」の関与が想定されるのに対して、研究成果物の MTA は「大学、公的機関、民間企業」等、より当事者に近い主体が想定される点を挙げることができる。

第三に、客体については、遺伝資源の MTA は、「遺伝資源にかかる遺伝素材」であって、人為的な処理がなされていない天然の生物材料であるのに対して、研究成果物の MTA は「動物、細胞株、菌、ウイルスなどの研究試料」であって、主に、研究開発の視点から人為的な処理がなされているものが対象である点を挙げることができる。

以上の考察から、遺伝資源の MTA と研究成果物の MTA について、両者は同じ MTA ではあるものの、上記した相違点に十分に配慮して、適切な MTA 契約を行うことが重要であると考えられる。大学等においては、両者の MTA について、上記した相違点に十分に配慮して、実施体制や学内ポリシーを構築することが重要であると考えられる。

6. 終わりに

遺伝資源に関する MTA は、利益配分を行う上で、必要不可欠な契約である。研究成果物に関する MTA についても、将来の知的財産事情に大きな影響を与えることが予想されるので、両者の MTA の管理や実務に関する方向性について今後も研究していきたい。

【参考文献】

1. 隅藏康一編「知的財産政策とマネジメント」（白桃書房）2008年
2. (財) バイオインダストリー協会・経済産業省「遺伝資源へのアクセス手引き」2005年
3. 特許庁「特許行政年次報告書」2010年
4. 内閣官房「知的財産推進計画」2010年